

標 題：

マルタ籍船舶に備えるイマーションスーツ
及び保温具について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 160

Date: 平成7年4月28日

関係船主、造船所 各位

今般、マルタ政府より、全閉型／自由降下進水型救命艇を備えない船舶に備えるイマーションスーツ及び保温具に関し、下記の通り指示がありましたので、お知らせ致します。貴社にて所有或いは運行されている船舶に備えつけられているイマーションスーツ及び保温具が同要件に適合していない場合は、早急に必要な処置を取るよう、御推奨申し上げます。

記

1. 投下式救命いかだのみを備える船舶には、各乗組員に1着のイマーションスーツを備える。
2. 開放型救命艇或いはダビット進水式救命いかだを備える船舶で、次の海域を航行する場合には、各救命艇及びいかだに少なくとも3着のイマーションスーツを、及び、イマーションスーツの与えられない各乗組員には1着の保温具とすることができる。

- 北大西洋北緯65度、北太平洋北緯55度及び南緯50度で囲まれる海域、及び
- 5月1日から11月30日までの期間の東経10度以东のカテガット海域及びバルト海

但し、この場合、貨物船安全設備証書には、許容された航行海域としてのこの海域が記載される。

3. 北緯20度と南緯20度の間の海域を何時も航行する船舶には、イマーション・スーツ及び保温具を搭載する必要はない。但し、この場合、個船毎にマルタ政府の承認を得る必要がある。

以 上